

檀原市立晩成小学校 いじめ防止基本方針

(平成 28 年 4 月改訂、平成 30 年 4 月追加改訂)

はじめに（学校の方針及び改訂について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。～「いじめ防止対策推進法 第1条」より～

このことから、本校は、学校教育全体を通して、児童一人一人に、いじめを見抜く感性と「いじめを行わない」「いじめを許さない」「いじめをさせない」実践力を養い、いじめの根絶を目指すものである。

そのために、教職員が、いつもゆとりをもって子どもたちに寄り添い、いじめの問題を全教職員が組織的に取り組み、すべての児童が自信を持って生き生きと活動できる環境づくりに努めるものとする。

今回の改定は、檀原市いじめ防止対策委員会の答申と、それを受けて策定された檀原市の「いじめ防止基本方針」の趣旨及び奈良県の方針を踏まえ、子どもの視点を中心に（※）、本校の実情と実効性を検証し行った。

※「いじめ防止等のための対策に関する施策のあり方(答申)2016.2.2」より抜粋

「子どもの視点を中心に」

いじめの対応は、何よりもまずつらい思いをしている子どもの気持ちを理解することから始めます。しかしながら、子ども不在の「早期対応」により、当事者の子どもが十分に話を聞いてもらえない上に関係まで悪化するケースがあります。例えば昨今、保護者がいじめではないかと苛立つケースが増え、その対応に学校も教育委員会も右往左往し、保護者への対応が中心で子どもの話を聞いていない現実があります。保護者からの要望に対応するよりも当事者の子どもの気持ちを受け取りじっくり対応すること、また、子どもの主体的な参加が確保できるように時間をかけ丁寧に対応することが大切です。基本方針に「子ども尊重」「子ども主体」の文言が示されることで、子ども中心の対応を保護者に伝えやすくなり、教職員にも保護者にもよい対応を導くものとなります。教職員や保護者の意見が、当事者の子どもの意思より優先されるようではいけないと考えます。

1. いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは被害と加害が入れ替わり立ち替わり起こり得るものである。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。その際、「心身の苦痛を感じているもの」を限定して解釈しない。
- いじめの「芽」や兆候も含め、疑わしいものも見逃さない。外見的にはけんかや遊びにみえても、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めをする。
- 校外で起こるいじめの事象もあるので、日ごろから家庭・地域・関係諸機関と連携する。

(3) いじめ防止等についての基本的考え方

① 未然防止

いじめに向わせない、心の通い合う人間関係を育む取組が大切である。そのためにも、学級における集団作りが真に「なかま作り」になっているかの検証が常になされなければならない。児童会活動を活性化するなど、児童自らの力で主体的に取組を行うことも重要である。また家庭や地域と認識を共有し一体となって、いじめのない土壌の育成につとめなければならない。

② 早期発見

早期発見は迅速な対応の前提である。いじめは目の届かない時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装っておこなうなど、いじめと判断しにくい形で行われることがある。また、いじめを受けている児童が自ら訴えることは容易ではない。よって教職員は子どものささいな変化を見逃さず、子どもの話しにじっくり耳を傾け、子どもの目線で事象をとらえ、つねに子どもの置かれている状況や心情を理解するようつとめ、家庭と連携をとり丁寧に見守っていく必要がある。

③ 早期対応

いじめが確認された場合、速やかにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、当事者の児童の話をじっくり聴くなど、つらい思いをしている児童の気持ちを理解した上でケアなどの必要な対応することが肝要である。またいじめたとされる児童に事情を確認した上で適切に指導するなどを組織的に行うことが大切である。その際、加害児童も含めて、子どもの成長を願う視点を大切にしたい。事案によっては、直ちに家庭や市教育委員会への連絡・相談や関係諸機関と連携をしなければならない。

④ 再発防止

いじめは表面的には解決しても再発することがあるので、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。また、いじめの背景や抱えている課題を究明し、

今後の成長につながるような教育プログラムを展開することが必要と考える。

2. いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

3. いじめの問題への取組

(1) 未然防止にむけて

- ① 子どもに寄り添い、子どもの声を受け取ることができる教職員集団をつくる。
- ② 子どもの主体性を生かした学級経営や教育活動を行い、子どもの居場所・絆づくりを行う。また常に、集団が真の「なかま」集団になっているかの検証をする。
- ③ 子どもの「気づき、支え、訴える」力を育てるための取組を進める。また、さまざまな行事や児童会・委員会活動なども積極的に活用しこの機会とする。
- ④ 「報・連・相カード」「生活ノート」(卒業後3年保存、その後速やかに廃棄)〈2017.4.追加〉などを活用し、引継ぎや共通理解を効果的に実施する。

(2) 早期発見にむけて

- ① 「いじめアンケート調査」の他に、「晩成っ子ふり返りアンケート」を定期的の実施するとともに、教職員がゆとりをもって子どもとかかわり、日ごろより子どものことで情報を交換・共有できる環境を整える。
- ② 子どもの話に耳を傾け、子ども目線で物事を考え、子どものおかれている状況や心情を理解することに努める。
- ③ 「心のケアルーム」の紹介やいじめ相談窓口があることを知らせ、教室掲示をする。

(3) いじめへの対処

- ① いじめられている子どもの救済を最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的対応を行う。
- ② 当事者の子どもの話を十分に聴き取り、子どもの気持ちを尊重した対応をする。
- ③ 事案に応じて、市教委、警察等、関係諸機関に連絡・相談し連携する。

(4) 再発防止

- ① 継続的な見守りと指導を行い、学年や学校全体で情報を共有する。
- ② 校内の「いじめ問題対策委員会」で事案から見えた課題を明らかにし、対策を検討し取り組む。

4. 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、橿原市いじめ防止対策委員会に要請し速やかな解決に向け対応する。

5. その他

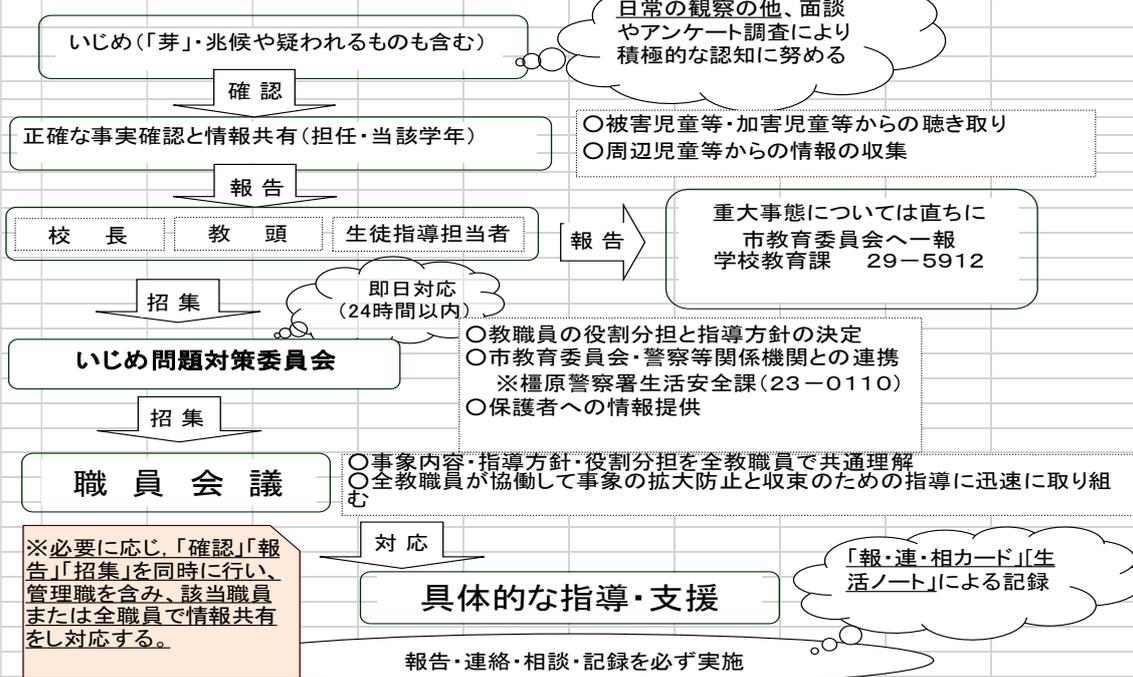
開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題対策委員会

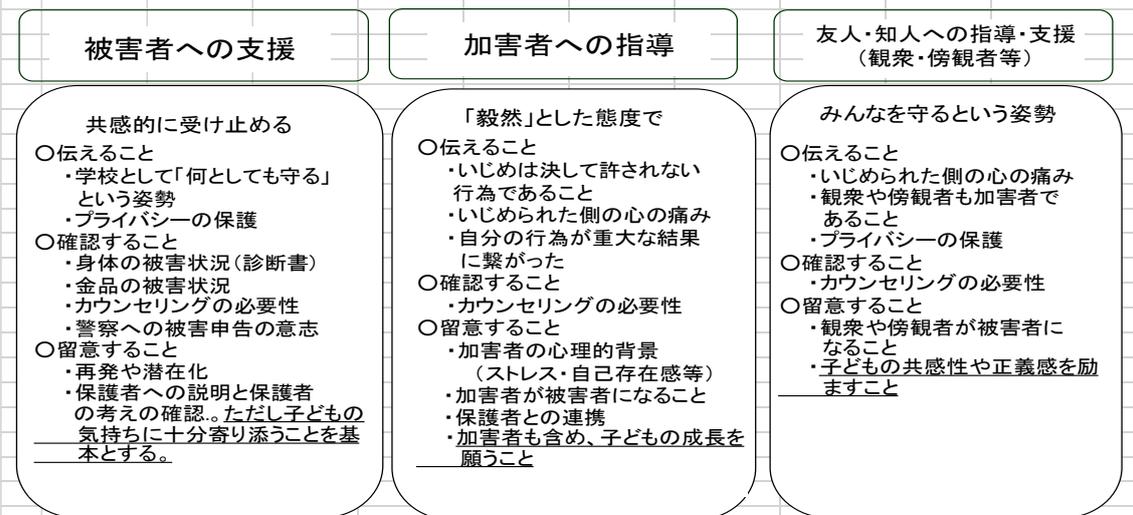
※校長、教頭、生徒指導部長、教務、人権教育部長、養護と各学年代表、みやま代表で構成する。
 ※定例および緊急の会議を開く。(生徒指導部長が座長)
 ※具体的な事案の場合は該当児童学級担任・該当学年担当などが加わることがある。
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を要請する。

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



原則、子どもの気持ちを受け止めじっくり対応する



再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・直ちに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等、関係機関に連絡する。
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討す

令和4年度 いじめ防止等に係る年間計画 (別紙2)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ不登校引継ぎ 職員会議 いじめ防止基本方針研修	いじめ問題対策委員会	いじめ不登校職員研修共通理解 いじめ問題対策委員会	いじめ問題対策委員会	いじめ問題職員研修	いじめ問題対策委員会
未然防止	授業参観 *年3回の授業参観の内、 人権に関わる内容の授業を行う。	1年生を迎える会 5年野外活動	授業参観 一回は	いのち・なかま集会		修学旅行
				巡視・家庭訪問		
早期発見	晩成っ子ふり返りアンケート	晩成っ子ふり返りアンケート	晩成っ子ふり返りアンケート	晩成っ子ふり返りアンケート		晩成っ子ふり返りアンケート
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ不登校職員研修共通理解 いじめ問題対策委員会	いじめ問題対策委員会	人権教育職員研修 いじめ問題対策委員会	いじめ問題職員研修 いじめ問題対策委員会	いじめ不登校職員研修共通理解 いじめ問題対策委員会	いじめ問題対策委員会
未然防止	人権作文		いじめ防止強化月間		授業参観 卒業生を送る会	卒業式準備
早期発見	晩成っ子ふり返りアンケート	いじめアンケート調査 晩成っ子ふり返りアンケート	個人懇談 晩成っ子ふり返りアンケート	晩成っ子ふり返りアンケート	学級懇談 晩成っ子ふり返りアンケート	晩成っ子ふり返りアンケート